

# 森の里三丁目慶弔規約

平成 28 年 3 月 27 日制定

(名称)

**第 1 条** この規約は森の里三丁目慶弔規約という。

(慶事)

**第 2 条** 会員または同居の家族が出産したときは祝金として5,000円を支給する。

(弔事)

**第 3 条** 会員または同居の家族が死亡したときは香典として5,000円を支給する。

(届出)

**第 4 条** 第 2 条、第 3 条の事由が発生したときは、会員又は家族又はこれを知り得た会員は速かに自治会長まで届け出ることとする。